

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 3 1 日
担 当 課	社会教育課

契約業者名・住所	シンコースポーツ株式会社 千葉支店 松戸市本町 1 4 - 1
工事等の名称	松戸青少年会館内管理運営業務委託
工事等の場所	松戸市新松戸南 2 丁目 2 番地
種 別	管理運営業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	3, 0 6 0, 0 0 0 円 (うち消費税額 2 7 8, 1 8 2 円)
工事等の概要	3 × 3 バスケットボールコートの利用者増加に伴うトラブル等を事前に防ぐため、青少年の活動、成長支援に関わる人員配置を行い、館内全体の見守り及び見回りを実施する。
随意契約の理由	松戸青少年会館は青少年の健全育成と教養の向上を図ることを目的に設置された施設であります。令和 5 年度に新設されたスポーツを通した仲間づくりの場とするための 3 × 3 バスケットボールコート場及び青少年会館内の管理運営を行うに当たり、円滑に利用者の受付を行い、利用可能な時間を十分に確保し、トラブル等を未然に防ぐ等の速やかな対応が必要であります。 選定業者については松戸運動公園ほか 8 スポーツ施設を指定管理者として管理運営業務を行っており、松戸運動公園内にオープンしたスケートボード場、まつど青少年会館に隣接するプールにおいても管理運営業務を行っており、従事者につきましては社会教育に十分な理解を有し、青少年の活動、成長支援、緊急時においても適切な対応が可能な人材を確保することが可能と思料することから、本業務については、地方自治法 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、随意契約といたします。